

公益財団法人九州生産性本部 役員等報酬規程

制定 平成23年10月19日
施行 平成24年 4月 1日

(目的)

第1条 本規程は定款第30条の規程にもとづき、常勤役員等の報酬の支給について定める。

(報酬の区分)

第2条 役員等の報酬は、俸給及び賞与とする。

(俸給の額)

第3条 役員等の俸給額は月額とし、評議員会で定める俸給表(別表1)の範囲内で、役員等の職務、経験、年齢、能力その他を考慮して、会長が理事会の決議を経て決定する。

(俸給の支給)

第4条 役員等の俸給は、月額を毎月20日に支給する。但し、当日が休日(職員就業規則第13条に規定する休日)にあたる時は、休日でない直近の日に繰り上げる。

2. 月の途中で就任或いは退任した役員等の俸給は、月額を日割り計算して支給する。

(賞与)

第5条 賞与は職員給与規則第19条に規定する額とする。

(報酬からの控除)

第6条 税金・社会保険料等の控除及び本人から申し出のあった立替金・積立金等は、報酬から控除し残額を本人へ支給する。

(退職慰労金)

第7条 役員等の退職慰労金は、別に定めた規定により支給する。

(費用)

第8条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2. 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規則第18条に準ずる。

(顧問・参与の常勤)

第9条 常勤役員が顧問・参与に就任し常勤する場合は、評議員会で定める俸給表(別表2)に従い、会長が理事会の決議を経たうえで俸給を支払う。

2. 俸給は月額とし、俸給額は現行月額の4割を上回らないものとする。

3. 賞与及び退職慰労金は支給しない。その他の事項については本規程を援用することができる。

(改定)

第10条 本規程の全部または一部を改定するときは、評議員会の決議を得ることを必要とする。

(施行日)

第11条 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律50号。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(別表 1)

号 俸	俸 給 額
1	700,000円
2	720,000円
3	740,000円
4	760,000円
5	780,000円
6	800,000円
7	820,000円
8	840,000円
9	860,000円
10	880,000円
11	900,000円
12	920,000円
13	940,000円
14	960,000円
15	980,000円

(別表 2)

号 俸	俸 給 額
1	200,000円
2	220,000円
3	240,000円
4	260,000円
5	280,000円
6	300,000円
7	320,000円
8	340,000円
9	360,000円
10	380,000円